

「農業協同組合が行う行為に係る独占禁止法上の指針」の策定について

1. 規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月閣議決定）

「農協については、例えば組合員である農家への融資に際して自己からの機材の購入等を条件にするといった不公正な取引が独占禁止法の審決・警告に至った例が複数あるため、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当するおそれがある農協の行為を示した独占禁止法上のガイドラインを作成する。」 【平成18年度中に措置】

2. 農協等に対する法的措置・警告

平成元年以降11件【法的措置3件、警告8件】

3. ヒアリング実施先

農協関係、業界団体、農業者団体、金融機関、有識者など（これまでに21者）

4. 不公正な取引方法として問題となる行為（例）

（1）購買事業・利用事業に関するもの

- 土幌町農業協同組合が組合員が、生産資材等を購入するための「畜産事業勘定（肉牛）」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、JA土幌町から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとするとしており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該組合員と取引している疑い。【土幌町農業協同組合に対する件（平成18年7月21日警告）】
- 京都農業協同組合が、米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設（以下「3施設」という。）について、遅くとも平成13年以降（カントリーエレベーターについては、平成15年以降）、京都農業協同組合から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員に京都農業協同組合から生産資材を購入するようにさせていた疑い。【京都農業協同組合に対する件（平成18年7月14日警告）】

- 鳥取中央農業協同組合は、農業用生産資材を購入先販売業者から購入するに当たり、当該販売業者と組合員との取引その他当該販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引をしている。【鳥取中央農業協同組合に対する件（平成 11 年 3 月 9 日勧告審決）】
- 山口県経済農業協同組合連合会は、会員農協に農薬及び肥料を供給するに当たり、会員農協とこれに農薬又は肥料を供給する自己の競争者との取引を不当に拘束する条件を付けて取引している。【山口県経済農業協同組合連合会に対する件（平成 9 年 6 月 23 日勧告審決）】

（２）販売事業に関するもの

- 土幌町農業協同組合が、肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員が土幌町農業協同組合以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとするとしており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該組合員と取引している疑い。【土幌町農業協同組合に対する件（平成 18 年 7 月 21 日警告）】
- 京都農業協同組合が、米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの 3 施設（以下「3 施設」という。）について、遅くとも平成 13 年以降（カントリーエレベーターについては、平成 15 年以降）、京都農業協同組合を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を 3 施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員に京都農業協同組合を通じて米を出荷するようにさせていた疑い。【京都農業協同組合に対する件（平成 18 年 7 月 14 日警告）】
- 八代地域農業協同組合が、自らが事業主体となって行ってきた地域農業基盤確立農業構造改善事業又は経営構造対策事業に基づく複合経営促進施設リース事業において、リース先の生産管理組合及び八代地域農業協同組合の組合員に対し農産物を八代地域農業協同組合へ出荷することを義務付けることにより、八代地域農業協同組合の競争者の取引機会を減少させるおそれを生じさせた疑い。【八代地域農業協同組合に対する件（平成 17 年 3 月 1 日警告）】

「農業協同組合が行う行為に係る独占禁止法上の指針」の策定について

参考資料 目次

参考資料1 農業協同組合に対する法的措置及び警告一覧

参考資料2 京都農業協同組合に対する警告について

参考資料3 土幌町農業協同組合に対する警告について

参考資料4 参照条文

参考資料5 農業協同組合について

農業協同組合（連合会を含む。）に対する法的措置及び警告一覧（平成元年度以降）

件 名 (措置年月日)	内 容	関係法条
全国農業協同組合連合会に 対する件 (平成2年2月20日勧告審決 (平成2年1月11日勧告))	①契約先段ボール箱製造業者（「指定メーカー」という。）に対し、青果物用段ボール箱を直接、単協等に販売しないようにさせている。②指定メーカー以外のものが新たに青果物用段ボール箱の製造販売を開始することを妨げている 等	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第2項〔その他の取引拒絶〕, 第13項 〔拘束条件付取引〕 及び第14項第2 号〔優越的地位の濫 用〕)
全国農業協同組合連合会に 対する件 (平成2年1月11日警告)	全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）は、指定メーカーに青果物用段ボール箱を製造させるに当たり、原則として当該青果物用段ボール箱の製造に要する段ボール原紙を自己から全量購入させるようにしているところ、全農からの緊急の納入要請に対応するため指定メーカーが全農から段ボール原紙を購入する時間的余裕がない等により、自ら段ボール原紙を調達して青果物用段ボール箱を製造したようなときについても、補正措置と称して事後的にこの分に相当する段ボール原紙を全農から購入させていた。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第14項〔優越的地位の濫用〕)
愛知県経済農業協同組合連 合会及び全国農業協同組合 連合会に対する件 (平成2年1月11日警告)	愛知県経済農業協同組合連合会及び全国農業協同組合連合会が、青果物用段ボール箱の製造販売を行おうとしていた会社の設立を取りやめさせるようにしていた疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第2項〔その他の取引拒絶〕)
農業協同組合連合会に 対する件 (平成6年3月3日警告)	12の農業協同組合連合会（経済連）が、集荷して上場する銘柄米の入札取引に当たり、卸売業者に対し、入札価格及び入札数量を示して、その価格又は数量で入札するよう要請し、卸売業者が当該要請をおおむね受け入れざるを得ないようにしていた疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件付取引〕又は第14 項〔優越的地位の濫 用〕)
山口県経済農業協同組合連 合会に対する件 (平成9年8月6日勧告審決 (平成9年6月23日勧告))	山口県経済農業協同組合連合会は、会員農協に農薬及び肥料を供給するに当たり、会員農協とこれに農薬又は肥料を供給する自己の競争者との取引を不当に拘束する条件を付けて取引している。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件付取引〕)
宮崎中央農業協同組合に 対する件 (平成11年2月12日警告)	宮崎中央農業協同組合が、農業用生産資材を取引先卸売業者から購入するに当たり、当該卸売業者と組合員等との取引について不当に拘束する条件を付けて取引先卸売業者と取引している疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件付取引〕)

件 名 (措置年月日)	内 容	関係法条
鳥取中央農業協同組合に対する件 (平成11年3月9日勧告審決 (平成11年2月12日勧告))	鳥取中央農業協同組合は、農業用生産資材を購入先販売業者から購入するに当たり、当該販売業者と組合員との取引その他当該販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引をしている。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件 付取引〕)
全国農業協同組合連合会に対する件 (平成12年2月25日警告)	全国農業協同組合連合会が、宮城県本部において、平成11農業年度における農業協同組合向け農薬販売額の拡大を図るため、主要な農業協同組合との間で、農薬取扱目標額の達成を前提に販売価格等の取引条件について合意し、一部の農薬について、総販売原価を大幅に下回る価格で予約を得て販売し、宮城県内における他の農薬卸売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第6項〔不当廉売〕)
八代地域農業協同組合に対する件 (平成17年3月1日警告)	八代地域農業協同組合（以下「JAやつしろ」という。）が、自らが事業主体となって行ってきた地域農業基盤確立農業構造改善事業又は経営構造対策事業に基づく複合経営促進施設リース事業において、リース先の生産管理組合及びJAやつしろの組合員に対し ①使用する肥料、農薬その他の生産資材をJAやつしろから購入すること ②農産物をJAやつしろへ出荷すること を義務付けることにより、JAやつしろの競争者の取引機会を減少させるおそれを生じさせた疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第11項〔排他条件 付取引〕)
京都農業協同組合に対する件 (平成18年7月14日警告)	京都農業協同組合（以下「JA京都」という。）が、米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設（以下「3施設」という。）について、遅くとも平成13年以降（カントリーエレベーターについては、平成15年以降） ①JA京都から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都から生産資材を購入するようにさせていた。 ②JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都を通じて米を出荷するようにさせていた 疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件 付取引〕)

件 名 (措置年月日)	内 容	関係法条
士幌町農業協同組合に対する件 (平成18年7月21日警告)	士幌町農業協同組合（以下「JA士幌町」という。）が ①組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定（肉牛）」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、JA士幌町から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとする ②肉用牛生産を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がJA士幌町以外の者から生産資材を購入し、JA士幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとする としており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該組合員と取引している疑い。	独占禁止法第19条 (不公正な取引方法 第13項〔拘束条件 付取引〕)

京都農業協同組合に対する警告について

平成18年7月14日
公正取引委員会

1 公正取引委員会は、京都農業協同組合（以下「JA京都」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、JA京都に対し、同法第19条（不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして、次のとおり警告を行った。

2
関係人

名 称	京都農業協同組合
所 在 地	京都府亀岡市余部町天神又2番地本館
代 表 者	代表理事 谷利 静夫

警告の概要（別紙参照）

- 1) JA京都が、米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設（以下「3施設」という。）について、遅くとも平成13年以降（カントリーエレベーターについては、平成15年以降）
 - ア JA京都から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都から生産資材を購入するようにさせていた
 - イ JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都を通じて米を出荷するようにさせていた
 疑いのある事実が認められた。
- 2) JA京都の前記行為は、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕に該当）の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、JA京都に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

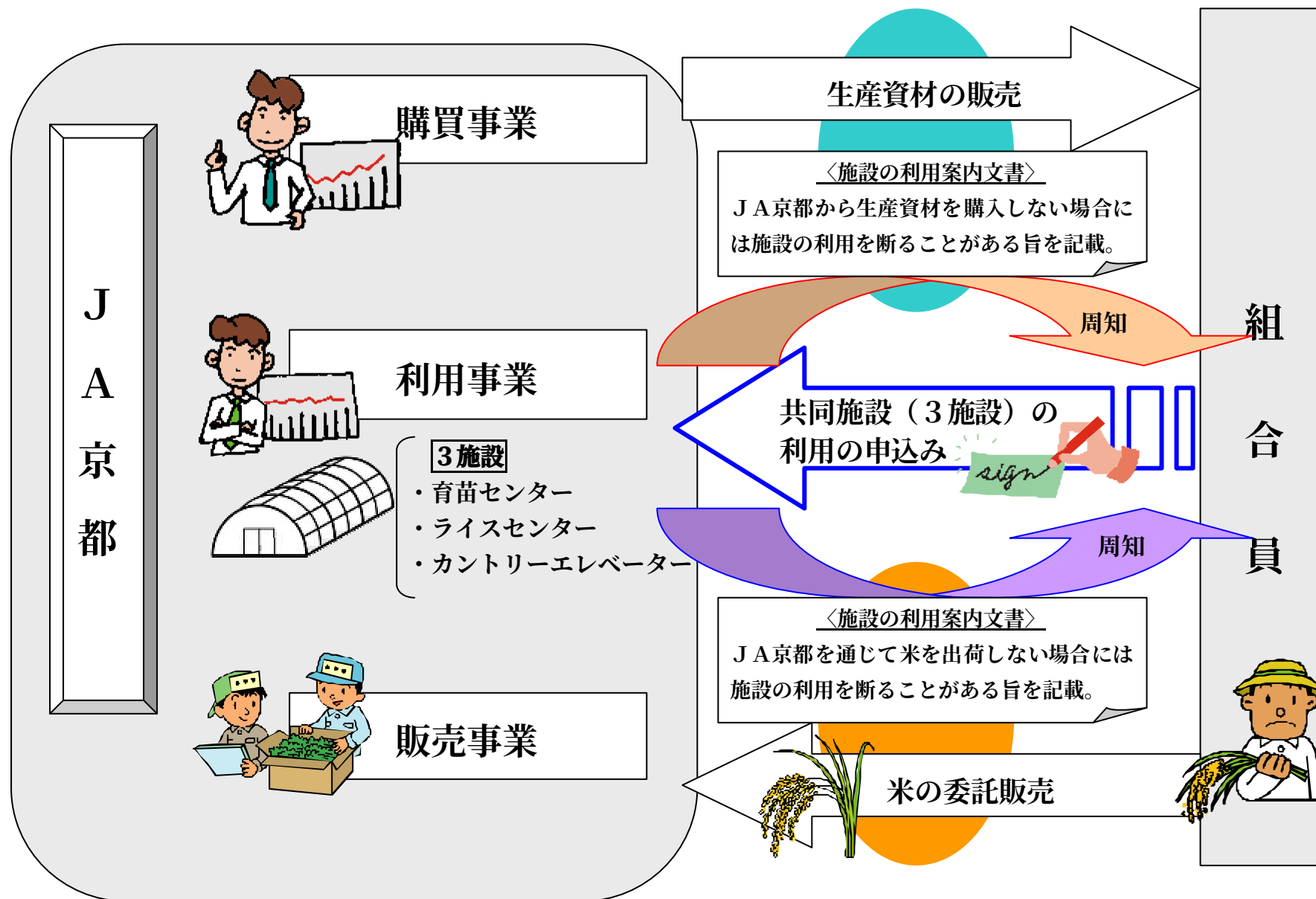
問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第三審査課

電話 06-6941-2718（直通）

公正取引委員会事務総局審査局第二審査

電話 03-3581-3384（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>



士幌町農業協同組合に対する警告について

平成18年7月21日
公正取引委員会

公正取引委員会は、士幌町農業協同組合（以下「JA士幌町」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、JA士幌町に対し、同法第19条（不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして、次のとおり警告を行った。

1 関係人

名 称	士幌町農業協同組合
所 在 地	北海道河東郡士幌町字士幌西二線159番地
代 表 者	代表理事 森本 勝

2 警告の概要（別紙参照）

(1) JA士幌町は

ア 組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定（肉牛）」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、JA士幌町から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとする

イ 肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がJA士幌町以外の者から生産資材を購入し、JA士幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとする

としており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該組合員と取引している疑いのある事実が認められた。

(2) JA士幌町の前記行為は、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕に該当）の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、JA士幌町に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局北海道事務所第二審査課

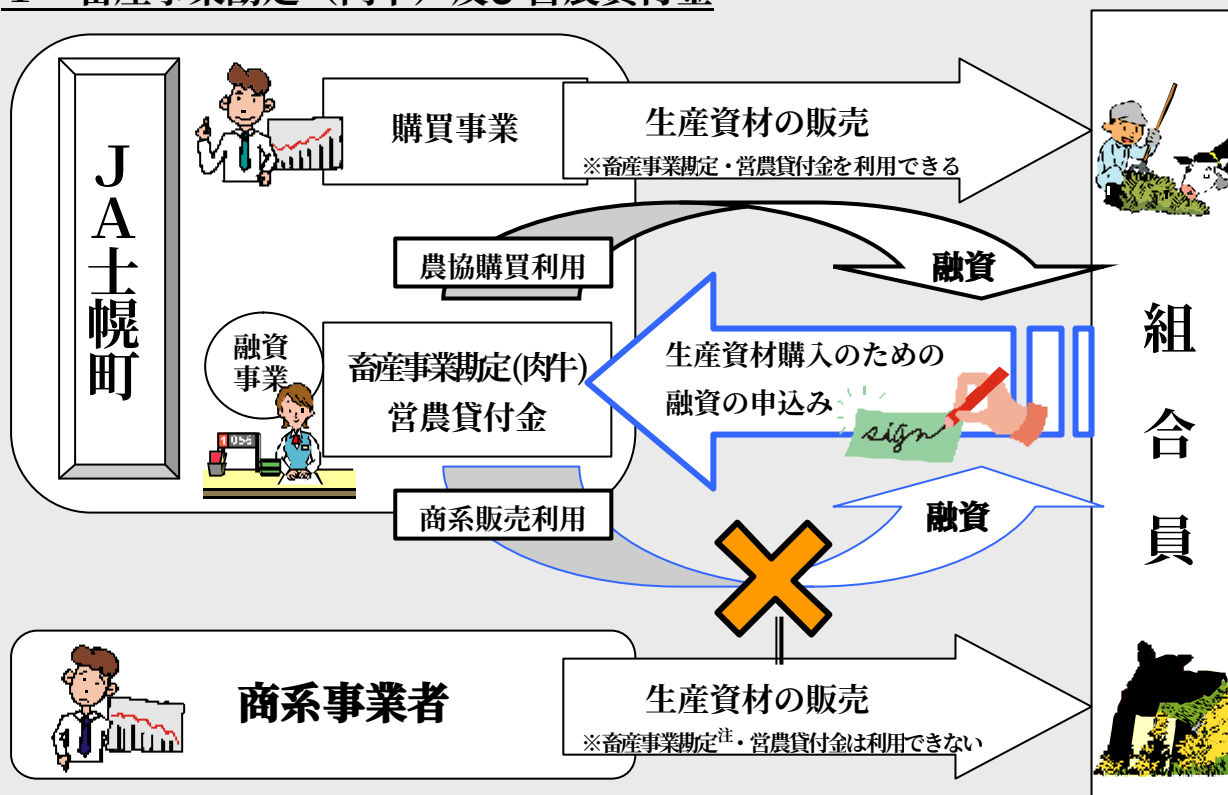
電話 011-231-6300（直通）

公正取引委員会事務総局審査局第二審査

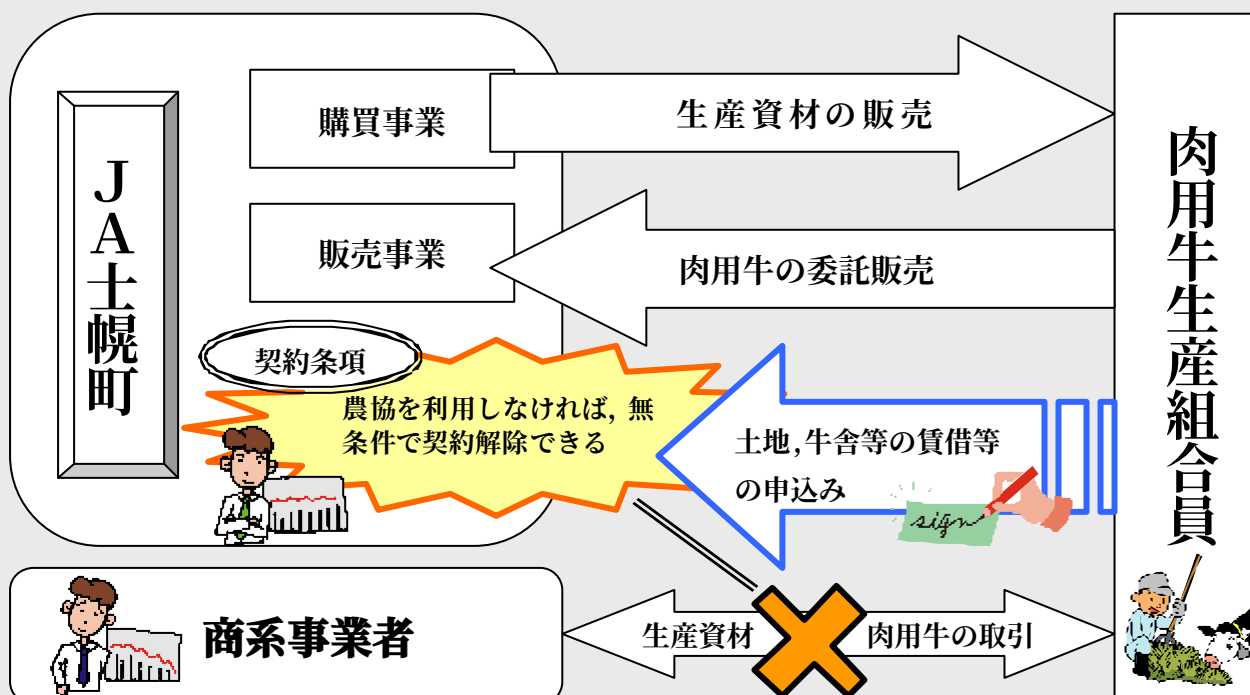
電話 03-3581-3384（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

1 畜産事業勘定（肉牛）及び営農貸付金



2 土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約



○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和 22 年法律第 54 号)

第二条

9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

- 一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- 二 不当な対価をもつて取引すること。
- 三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
- 四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
- 五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- 六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。

○不公正な取引方法（一般指定）

(昭和57年公正取引委員会告示第15号)

(共同の取引拒絶)

- 1 正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者(以下「競争者」という。)と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
 - 一 ある事業者に対し取引を拒絶し又は取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
 - 二 他の事業者に前号に該当する行為をさせること。

(その他の取引拒絶)

- 2 不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。

(差別対価)

- 3 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること。

(取引条件等の差別取扱い)

- 4 不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。

(事業者団体における差別取扱い等)

- 5 事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。

(不当廉売)

- 6 正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

(不当高価購入)

- 7 不当に商品又は役務を高い対価で購入し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

(ぎまんの顧客誘引)

- 8 自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること。

(不当な利益による顧客誘引)

- 9 正常な商慣習に照らして不当な利益をもつて、競争者の顧客を自己と取引するように誘引すること。

(抱き合わせ販売等)

- 10 相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。

(排他条件付取引)

- 11 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

(再販売価格の拘束)

- 12 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次の各号のい

れかに掲げる拘束の条件をつけて、当該商品を提供すること。

- 一 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させること
その他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。
- 二 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者これに維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

(拘束条件付取引)

- 13 前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

(優越的地位の濫用)

- 14 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
 - 一 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
 - 二 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - 三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。
 - 四 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。
 - 五 取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第三項の役員をいう。以下同じ。)の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

(競争者に対する取引妨害)

- 15 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

(競争会社に対する内部干渉)

- 16 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある会社の株主又は役員に対し、株主権の行使、株式の譲渡、秘密の漏えいその他いかなる方法をもつてするかを問わず、その会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、又は強制すること。

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和 22 年法律第 54 号）

第二十二条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること

○農業協同組合法（抄）

（昭和22年法律第132号）

第九条 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条、第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四において「私的独占禁止法」という。）の適用については、これを私的独占禁止法第二十二条第一号及び第三号に掲げる要件を備える組合とみなす。

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の十五の二第三項及び第五項を除き、以下この節において同じ。）のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
- 二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 四 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 五 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
- 六 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
- 七 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 八 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
- 九 農村工業に関する施設
- 十 共済に関する施設
- 十一 医療に関する施設

十二 老人の福祉に関する施設

十三 農村の生活及び文化の改善に関する施設

十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十五 前各号の事業に附帯する事業

2～29 (略)

第七十二条の八の二 私的独占禁止法第八条第一項第一号及び第四号の規定は、農事組合法人が行う前条第一項第一号の事業については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

第七十三條の二十二 中央会は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一 組合の組織、事業及び経営の指導

二～六 (略)

2・3 (略)

第七十三條の二十三 全国中央会は、その事業の浸透徹底を図り、又は都道府県中央会の事業の総合調整を行うため、都道府県中央会の指導及び連絡に関する事業を行うことができる。

2 全国中央会は、前項の指導及び連絡を行うために必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要事項について都道府県中央会に指示し、若しくは都道府県中央会をして全国中央会に協議をさせ、又は都道府県中央会に事務の報告若しくは書類及び帳簿の提出を求めることができる。

第七十三條の二十四 私的独占禁止法第八条第一項第一号及び第四号の規定は、中央会が行う第七十三條の二十二第一項各号及び前条第一項の事業については、適用しない。この場合には、第七十二条の八の二ただし書の規定を準用する。

1. 農業協同組合について

(1) 農協組織の概要

ア 農業協同組合について

農業協同組合とは、農業協同組合法に基づいて設立された、農業者の相互扶助のための協同組合である。農業協同組合が行うことができる事業としては、農業協同組合法第 10 条において、購買事業、利用事業、販売事業、信用事業、指導事業、共済事業、厚生事業等が規定されている。【(2) 参照】また、農協組織としては、各地域に設立される農業協同組合及び農業協同組合を会員とする都道府県、全国レベルの組織である農業協同組合連合会、農業協同組合の経営の指導、監査等を行う都道府県中央会等が農協法に規定されている。【(3) 参照】

なお、農協の正組合員は農業者であるが、農業者以外も農協ごとに定められた一定の出資金を支払えば准組合員となることができる。平成 15 年度現在、組合員 910 万人中、正組合員は 511 万人、准組合員は 399 万人となっている。

イ 総合農協と専門農協

農業協同組合には、信用事業、販売事業、購買事業、共済事業等を兼営している総合農協、酪農、果樹、園芸など作目別を中心とした専門農協がある。前者については 840 組合（平成 18 年 10 月 1 日現在）が設置されている他、(3) で後述するように事業ごとに都道府県段階、全国段階の連合会が設置されている。後者については、市町村・地域段階で 2505 組合が設置されている他、県連合会が 119、全国連合会が 18 それぞれ設置されている。（平成 18 年 3 月末現在）

(2) 農協が行っている主要な事業

事業の種類	事業の概要
①購買事業	組合員に生産資材（肥料、農機具、飼料等）や生活資材を安定的に供給する事業
②利用事業	組合員の事業または生活に必要な共同利用施設の設置・運営事業
③販売事業	組合員が生産した農産物を集荷して販売する事業 （大半は卸売市場に出荷）
④信用事業	組合員等から貯金等を預かり、それを原資として組合員等に貸付を行う事業
⑤営農指導事業	組合員の農業経営の改善、生活の向上のために行う営農・生活指導等の事業

⑥共済事業	組合員の生命保障と損害保障の機能を併せ持つ保険事業
⑦厚生事業	組合員への保健事業，医療事業，高齢者福祉事業

(3) 全国，都道府県，市町村の各段階組織

ア JA組織図，各段階の主要組織

総合農協の全国，都道府県，市町村・地域の各段階の主要組織を図示すると以下のとおりとなる。

	全国段階	都道府県段階	市町村・地域段階
指導事業（JAへの）	JA全中	JA中央会	
経済事業	JA全農	全農県本部及び JA経済連	総合JA
信用事業	農林中金	JA信連及び 農林中金	
共済事業	JA共済連	JA共済連	
厚生事業	JA全厚連	JA厚生連	

イ JA合併

市町村・地域段階の総合農協については，農協の経営基盤を競争に耐えうるように拡大強化し，人材の確保，諸施設の拡充，財務基盤の充実，経営管理機能の強化を図るべく合併が継続して行われてきており，組合数は昭和25年3月の13314から840（平成18年10月1日現在）に減少している。

なお，農業協同組合連合会については，組織系統を市町村・地域，都府県，全国の3段階から2段階に縮減して経営の合理化を図るべく，都府県経済連の全農への統合が順次進められており，全農都府県本部に移行したものが36，県内の全単位農協を統合した県農協が3，県経済連が9となっている。

(4) 農業協同組合と独占禁止法の関係について

ア 組合の行為に関する独占禁止法適用除外制度の概要

①適用除外制度の趣旨

独占禁止法第22条には，組合の行為に関する独占禁止法の適用除外制度が規定されている。この制度は，単独では大企業に伍して競争していくことが困難な小規模の事業者や交渉力の弱い消費者が，相互扶助を目的とする協同組合を組織して，市場において有効な競争単位として行動することにより，独占禁止法の目的である公正かつ自由な競争

の促進の主体となり得るものと考えられることから、協同組合制度を独占禁止法の中に積極的に位置付けるために設けられたものである。

②協同組合の範囲

独占禁止法第 22 条の規定により適用除外の対象となる協同組合は、法律の規定に基づいて設立された、以下の要件にすべて該当する組合（連合会を含む。）である。

ア 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。

イ 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

ウ 各組合員が平等の議決権を有すること。

エ 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

なお、ここでのいう法律には、たばこ耕作組合法、信用金庫法、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、中小企業等協同組合法、商店街振興組合法、労働金庫法及び消費生活協同組合法の計 9 法律がある。

③適用除外とされる行為

適用除外とされる行為は、農業協同組合法等法令に定められた組合の行為である。ただし、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」には、独占禁止法が適用される。

イ 農業協同組合等の取扱いについて

農業協同組合及びその連合会については、農業協同組合法第 9 条において、本条第 1 号及び第 3 号に掲げる要件を備える組合とみなす旨の規定がある。したがって、農協が組合員のために行う共同販売事業、共同購買事業等、農業協同組合法第 10 条に規定する事業については、独占禁止法の適用が除外されている。

また、都道府県中央会による農業協同組合の事業の指導等、全国農業協同組合中央会による都道府県中央会の事業の総合調整等や、農業協同組合による農業に係る共同利用施設の設置、農作業の共同化については、農業協同組合法第 73 条の 24 及び第 72 条の 8 の 2 の規定により独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定の適用が除外されている（ただし、農業協同組合の場合と同様、「不公正な取引方法を用いる場合」又は「一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合」には、適用除外とされない）。